

森町不妊治療費助成事業（概要）のご案内（平成28年4月～）

森町では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するための助成事業を行います。

① 対象となる治療

体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」）

薬物療法、タイミング法等、人工授精等（以下「一般不妊治療」）の医療機関で実施する不妊治療が対象です。

② 対象となる方

上記の不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に不妊治療を受けられた方のうち、次の項目すべてに該当する方。

- 1 夫婦ともに、森町に住所を有し、かつ治療終了後も森町に住民登録を有し、かつ治療終了後も森町に居住する見込みがある方。
- 2 治療開始時において、法律上の婚姻をしている方。
- 3 治療開始時において、医療保険各法により被保険者又は被扶養者であること。
- 4 1回の治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
※1回の治療とは、特定不妊治療の場合は、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程。一般不妊治療では、43歳到達前に始めた治療の過程が終了した時点で助成終了となります。
- 5 申請日の属する前年度分までの町税、その他使用料等に未納が無い方。

③ 助成の内容

① 特定不妊治療を受けた場合

医療機関に支払った自己負担額から、北海道特定不妊治療費助成金及びその他制度による付加給付金等を差し引いた金額を助成します。ただし、文書料等は助成の対象となりません。

1回の治療につき最大20万円、通算5年間又は通算10回まで助成します。

② 一般不妊治療を受けた場合

医療機関に支払った自己負担額を助成します。ただし、入院時食事療養費標準負担額、差額ベット代、文書料等の直接、治療と関係の無い費用は除きます。

1年度（4月～翌年3月）分の自己負担額について、最大10万円、通算5年間助成します。

※対象となる治療は、平成28年4月1日以降に行った治療が対象となります。

④ 助成の手続き

① 役場保健福祉課国保係にて、申請書等をお受け取りください。

② 証明書を受診した医療機関に持参し、証明を受けてください。

※不妊治療の内容により、証明書の内容が異なります。

※北海道特定不妊治療費助成金の申請時に使用した書類で足りる場合は不要な場合もあります。

③ 申請書、請求書、②の証明書及びその他添付資料と一緒に提出願います。

④ その他必要なもの ・婚姻が確認できる書類（住民基本台帳等で確認できる場合を除く）

・ご夫婦の健康保険証（写し可）

・北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定通知書（特定不妊治療の場合のみ）

・その他状況に応じて追加書類をお願いする場合があります。

・振込先口座が確認できる書類（通帳等）

その他不明点等は、下記までお問い合わせ願います。

不妊治療費助成事業に関すること 森町役場保健福祉課国保係（01374-7-1085）

不妊治療に関すること 森町保健センター（01374-3-2311）までお問い合わせください。